

恵みの森づくりコンソーシアム 規約

(名称)

第1条 このコンソーシアムは、「恵みの森づくりコンソーシアム」(以下、「コンソーシアム」という。)と称する。

(目的)

第2条 コンソーシアムは、岐阜県の多彩な風土が生みだし、先人たちが育んできた美しい森林を子孫に残すために、森林は本来どうあるべきか、どう活用すべきかを考え、実践する組織である。そのため、理念を同じくする者が共に智恵を絞り、助け合うことを通じて、自然と共生する新たな地域づくりに向け、森林に対する新しい価値観と生活様式を創造し発信していくことを目的とする。

(事業)

第3条 コンソーシアムでは、以下の事業を行う。

- (1) 前条に掲げる目的に賛同する会員・協力機関の募集、会員間の交流・ネットワークづくり。
- (2) 森林環境に関する、林業の枠を超えた討論会・交流会の開催、観光・商工など異業種とタイアップした新たな森林の活用方法の検討・実践。
- (3) これからの新たな国づくりに向けた、森林との接し方や森林と共生した生活のあり方の模索・提案。
- (4) その他、コンソーシアムの目的に合致する事業。

(会員)

第4条 コンソーシアムの会員は、次のとおりとする。

- (1) 法人会員
 - (2) 個人会員
- 2 コンソーシアムの会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出するものとする。
- 3 会長は、前項の入会申込者が、第2条に定めるコンソーシアムの目的に賛同する場合は、入会を承諾するものとする。
- 4 会長は、前項の入会申込者に入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨通知しなければならない。
- 5 会員は、住所、氏名(法人・団体の名称)等の登録内容に変更が生じた場合は、速やかに事務局に届け出なければならない。

(会員の権利・義務)

第5条 コンソーシアムの会員は、次の権利と義務を有する。

- (1) コンソーシアムの活動及び事業の方針、運営等について意見を述べる権利

- (2) メールマガジンの配信を受ける権利
 - (3) コンソーシアムが行う事業等へ参加する権利
 - (4) 本規約を遵守する義務
 - (5) 会費を納入する義務
- 2 会員としての権利は、次条の会費の納入が完了した時点に発生するものとする。
- 3 会員として有する権利を、第三者に譲渡もしくは使用させたり、売買、担保の設定等
に供する等の一切の処分行為はできないものとする。

(会費)

第6条 コンソーシアムの会費は、次のとおりとする。

なお、一旦納入した会費は、原則として返還しないものとする。

- (1) 法人会員のうち株式会社一会員当たり年額 30,000 円
- (2) 上記(1)以外の法人会員一会員当たり年額 5,000 円
- (3) 個人会員一会員当たり年額 3,000 円

(退会)

第7条 会員がコンソーシアムからの退会を希望する場合は、所定の書面による退会届を
事務局に提出するものとする。

- 2 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、事務局の判断により退会させること
ができる。
- (1) 事務局から連絡をとることができないとき
 - (2) 個人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
 - (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき

(除名)

第8条 会員が次のいずれかに該当する行為を行ったときは、理事会の審議、議決により、
これを除名することができる。ただし、この場合には当該会員に対し弁明の機会が与え
られなければならない。

- (1) 本規約に違反したとき
- (2) コンソーシアムの目的に反する行為をしたとき
- (3) その他コンソーシアムに不利益を及ぼした場合、又はそのおそれのある場合

(役員)

第9条 コンソーシアムに、次の役員を置く。

理事 5人以上10人以内

監事 2人

- 2 理事のうち、1人を会長、1人を副会長とする。
- 3 役員は、総会において選出する。
- 4 会長並びに副会長は総会において選出する。

- 5 会長は、コンソーシアムを代表し、その業務を総理する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 7 コンソーシアムに、顧問を置くことができる。
- 8 役員の任期は2年とし、役員の再任は妨げないものとする。
- 9 役員は、無報酬とする。

(総会)

第10条 総会は、年1回会長が招集し、次の事項について議決するものとする。

- (1) 規約の変更
 - (2) 活動及び事業方針・計画に関する事項
 - (3) 予算及び決算
 - (4) 役員の選出
 - (5) その他必要な事項
- 2 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。ただし、総会に出席できない会員は、他の出席会員に表決権を委任することができるものとする。
 - 3 総会の議長は、会長が務める。
 - 4 会長は、必要に応じて、臨時の総会を開催することができる。
 - 5 総会の議事は、出席会員の過半数の賛成によって決定する。ただし、規約の変更は、出席会員の3分の2以上の賛成によって決定する。

(理事会)

第11条 理事会は、監事を除く理事をもって構成し、会長が招集する。

- 2 理事会は次の事項について議決する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) 予算の科目間の流用及び予備費の支出に関する事項
 - (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 3 理事会は、構成員の過半数の出席をもって成立する。ただし、理事会に出席できない理事は、他の出席理事に表決権を委任することができるものとする。
- 4 理事会の議事は、構成員の過半数の賛成によって決定する。

(経費の支弁)

第12条 コンソーシアムの経費は、会費、協賛金、負担金、助成金及びその他の収入をもって支弁する。

(会計の原則)

第13条 コンソーシアムの会計は、岐阜県の規定を準用するものとする。

(事務局)

第14条 コンソーシアムの事務局は、岐阜県林政部森林活用推進課に置く。

(会計年度)

第15条 コンソーシアムの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(解散)

第16条 コンソーシアムは、総会の決議により解散する。

2 前項により解散する場合は、出席した会員の3分の2以上の議決を得なければならない。

(残余財産の処分)

第17条 コンソーシアムが解散したとき残存する財産は、総会の議決を経て選定された者に譲渡することができるものとする。

(備付け帳簿及び書類)

第18条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。

- (1) 規約
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 総会及び役員会の議事に関する書類
- (4) 通帳及び出納簿等の経理関係書類

(細則)

第19条 この規約の施行について必要な細則は、役員会の議決を経て、会長がこれを定める。

附則

この規約は、平成23年 8月19日から施行する。

この規約は、平成25年 4月15日から施行する（一部改正）。

この規約は、令和元年 5月16日から施行する（一部改正）。

この規約は、令和4年 5月26日から施行する（一部改正）。

この規約は、令和6年 5月17日から施行する（一部改正）。